

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 策定の背景と目的 1
2. 都市計画マスタープランの位置づけ・役割 2
3. 都市計画マスタープランの構成 3
4. 計画の期間 4

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 策定の背景と目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法（第18条の2）の規定に基づいた市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、目指すべき都市全体の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるものです。

本市においては、平成12年3月に「ひたちなか市都市計画マスタープラン」を策定し、諸施策を推進してきました。

計画策定から10年が経過する今日、少子高齢化や高度情報化の進展など、本市を取り巻く社会情勢や経済情勢は大きく変化しています。本市ではこのような状況の変化を踏まえ、時代に適合し市民や事業者等のニーズに的確に対応するために「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン」を策定しました。

この「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン」は、都市計画の目標及び基本的な整備方針を示すことで都市計画に対する市民の理解と協力を容易にし、市民協働によるまちづくりの推進を図るため、本市が目指すべき将来像の実現に向けた基本的な方針を定めることを目的としています。



ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例

市民がまちづくりの主体であることを確認するとともに、地方主権の時代において自立的な自治体運営を確立し、市民、議会、行政が互いに連携し、協力してまちづくりを進めるための基本ルール。

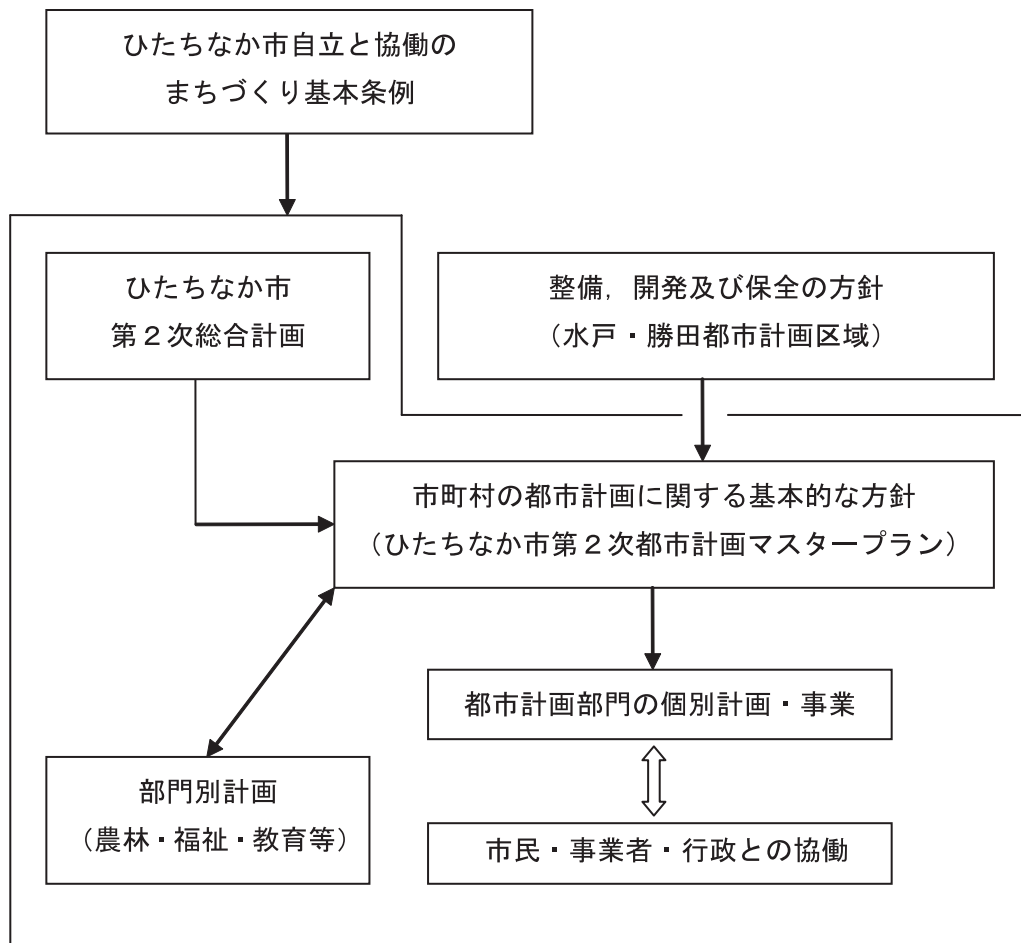
ひたちなか市第2次総合計画

市政運営の最高指針であり、長期的な展望に立って本市の目指すべき都市の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示した計画。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針が示され、その他、都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を示したもの。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ・役割

「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン」は、本市のまちづくりの最高規範である*「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」やまちづくりの指針である*「ひたちなか市第2次総合計画」、そして茨城県が広域的視点で定める*「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に即しながら、本市の都市計画の方針を定めるものです。

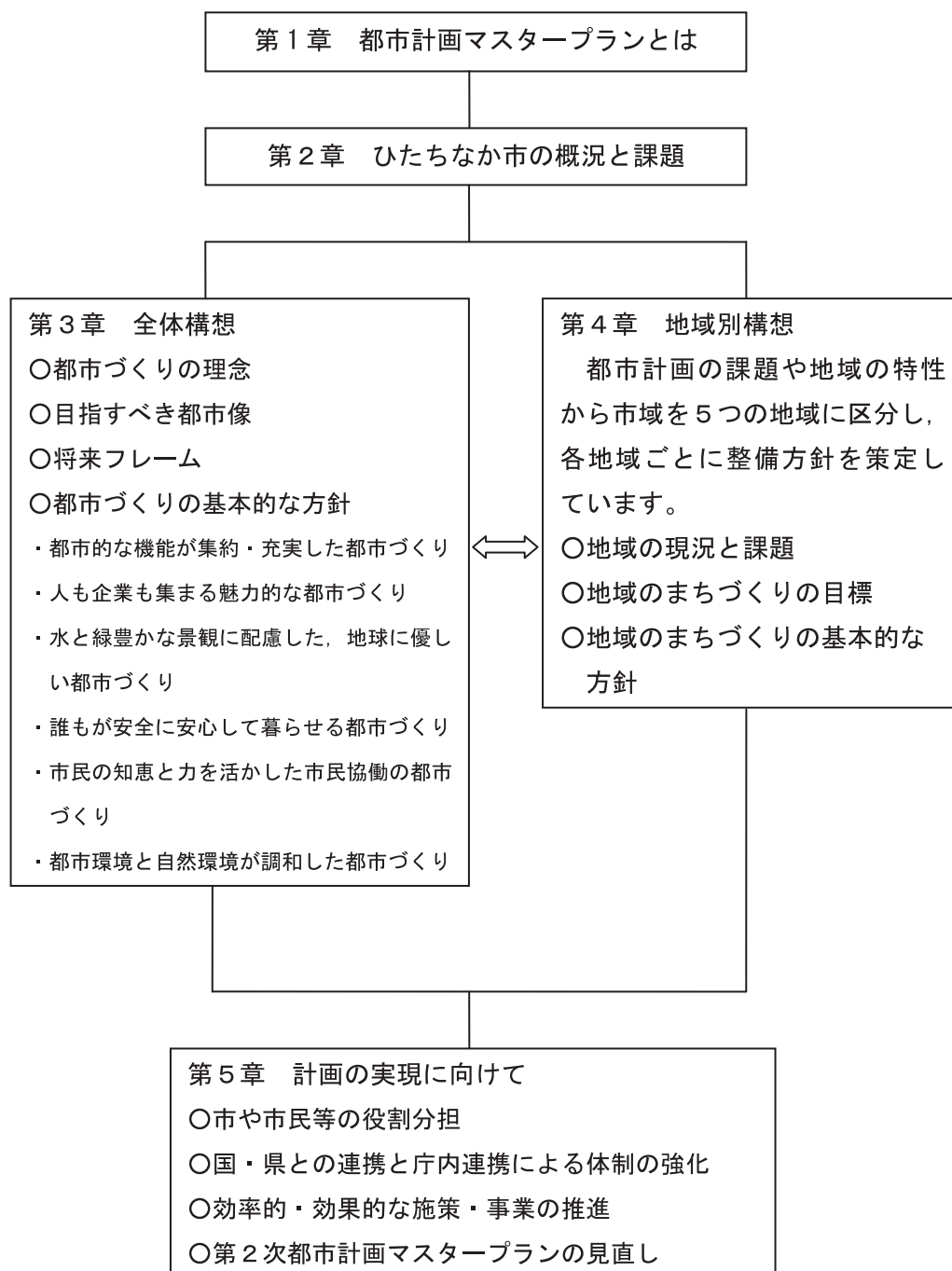


3. 都市計画マスタープランの構成

「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン」は、「全体構想」と「地域別構想」で構成されています。

全体構想では、ひたちなか市全域に係る都市づくりの方針を示しています。

一方、地域別構想では、市域を5つの地域に区分して、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりの方針を示しています。



4. 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等にも対応し、必要に応じて適切に計画内容を見直すものとします。

